

私見
卓見

海外の先行事例頼み 潮時

ロンドン・リサーチ・
インターナショナル会長

津村 照彦

英国でコンサルティングをして
いる私のところに、日本のコンサ
ルトントラから、欧米各国の政府
省庁との面会約束を取り付けてほ
しいという依頼が舞い込む。日本
から依頼しても返事が来ないから
だという。面会の目的は、日本政
府から受託した調査の一環とし
て、政策担当者に会って情報収集
することだ。

日本政府は明治時代から、法律
や制度、政策を立てる際に欧米か
ら学んできた。各省庁は法規制づ
くりに向け、海外調査を実施して
いる。省庁のウェブサイトなどに
は、欧米の国のそれぞれのテーマ
に関する法規制の動向について、
コンサルタントがまとめたとみら
れる調査報告が掲載される。

面会を要請される、欧米側の反

応はどつだろつか。私の経験では、
担当者は決して歓迎姿勢ではな
く、「忙しいのに面倒」という印
象だ。面会の取り付けが容易でな
い理由の一つは、日本の担当者が
比較的短期間で代わることもあ
り、繰り返し日本側から要請を受
けることだろう。

英国人は国内外を問わず、用件
はできるだけ電話かメールで済ま
せようとする。英国政府が法規制
の情報収集のために職員、あるい
はコンサルタントを他国に送り込
むということはあまり聞かない。
通常、情報収集は、大使館の担当
者が実施しているからだ。現地の
職員であれば、より幅広い視点か
ら法規制を分析することもでき、
節約にもなる。

日本の省庁が欧米の政府職員を

対象に実施する情報収集は、単な
る海外情報の収集とはいえない。
省庁の担当者は、現地で収集した
他国の法規制の事例に基づき、国
内の法規制案を作成しようとして
いるようにみえる。利害関係者へ
の説明が容易であると考えられる
からだろう。

先行事例を取り込むことは大事
な場合もあるが、必ずしも実際の
日本の国情にそぐわなかったり本
来のねらいがトーンダウンしたり
するケースが出てくる。法規制は
十分に効果的でなくなるのではな
いか。同じ労力とコストをかける
なら、より科学的な手法が必要だ
ろう。新たな元号になったのを機
に、法規制づくりには象徴される、
海外の先行事例頼みのアプローチ
を見直す時期にきていると思う。

当欄は投稿や寄稿を通じて読者の参考になる
意見を紹介します。〒100-8066東京都
千代田区大手町1-3-7日本経済新聞社東京
本社「私見卓見」係またはkaisetsu@nex.nik

kei.comまで。原則1000字程度。住所、氏
名、年齢、職業、電話番号を明記。添付ファイ
ルは遠慮下さい。趣旨は変えずに手を加える
ことがあります。電子版にも掲載します。